



## 国民年金保険料の免除制度をご存知ですか？

【問合せ】 国保年金課（小城庁舎）  
担当 古川 ☎73-8802

平成22年度の保険料は、月額15、100円です。保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。免除には申請が必要です。

### ① 免除申請

保険料の納付が全額免除、または半額免除などの一部免除（一部納付）となります。

◆対象者：本人、配偶者、世帯主の前年度所得が一定額以下

※一部免除された方については、一部納付額を未納されると、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

### ② 若年者納付猶予申請

保険料の納付期間が猶予されます。

◆対象者：30歳未満の方で、本人、配偶者の前年度所得が一定額以下

### ③ 学生納付特例申請

保険料の納付期間が猶予されます。

◆対象者：学生の方で本人の前年度所得が一定額以下  
学生証の写し、または、在学証明書が必要となります。



### 退職（失業）時の特例免除制度

免除申請する年度またはその前年度に退職（失業）した方は、特例免除制度を利用できます。この特例免除では、

通常は審査の対象となるご本人の所得状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

### ◆手続きに必要なもの

- ・ 認め印
- ・ 離職票や雇用保険受給資格者証など、失業していることを確認できる公的機関の証明書

### 被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職（失業）によって、国民年金の種別が第3号被保険者から第1号被保険者に変わり、保険料の納付

義務が生じます。

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が退職（失業）時の特例免除に該当すれば、免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。

◎免除制度を利用すると、保険料を納めなくとも、免除された期間は次のようになります。

- ・ 老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。
- ・ 老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。
- ・ 障害基礎年金・遺族年金の受給資格期間に算入されます。

◎全ての免除申請の手続き場所

- ・ 各庁舎総合窓口
- ・ 国保年金課（小城庁舎）